

宇土市工事等競争入札有資格業者の指名停止について

1 指名停止を受けた業者

熊本県熊本市中央区水前寺 6-27-25

株式会社 中央技術コンサルタンツ 熊本支店

支店長 堺 克也

2 指名停止措置の期間

令和7年8月27日から

令和8年8月26日まで 12ヶ月

3 事実行為

同社の東北支店長が、宮城県気仙沼市発注の道路設計業務の入札において、非公表の設計価格を同市職員から事前に入手し落札したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで、令和7年7月21日に逮捕された。

4 指名停止措置の理由

このことが、宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の別表第2第3項「競売入札妨害又は談合」に該当するため指名停止措置を行うもの。

別表第2

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 3 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が工事等に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内

【問合せ先】

宇土市企画財政部財政課契約管財係

電話：0964-27-3309